

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物質構造科学研究所中性子共同利用実験審査委員会規程

〔平成16年4月19日〕
規程第54号

改正 平成18年3月27日規程第31号

改正 平成21年3月31日規程第39号

改正 令和5年9月26日規程第45号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所運営会議(以下「運営会議」という。)に、中性子共同利用実験審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、運営会議の求めに応じ、J-PARCにおける中性子科学実験装置を用いた実験研究の申請課題について、採択の適否の審査を行うとともに、中性子を用いる研究計画に関する重要事項について審議する。

2 前項の審査は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 学問上の価値
- (2) 技術的な実行の可能性
- (3) 実験組織の能力
- (4) 全体の実験計画との関連

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長のうちから 1人
- (2) 中性子科学研究系研究主幹
- (3) ミュオン科学研究系研究主幹
- (4) 放射光科学第一研究系研究主幹又は放射光科学第二研究系研究主幹のうちから 1人
- (5) J-PARCセンターの職員のうちから 1人
- (6) 研究所の職員及び研究所以外の学識経験者 18人以内

2 前項第5号及び第6号の委員の選出に当たっては、運営会議の議を経るものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第1号、第4号から第6号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長がこれを招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、特定の事項を審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営については、所長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究協力部共同利用支援課において処理する。

(雑則)

第10条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第3条第1項第4号から第6号までに掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成18年3月27日規程第31号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規程第39号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月26日規程第45号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。